

TMブレンニュース

税理士法人

トータルマネジメントブレン



Total Management Brain

平成25年5月7日

【大阪本社】〒530-0045 大阪市北区天神西町 5-17 アティ南森町 6F
TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

【東京支社】〒104-0031 東京都中央区京橋 1-17-1 昭美京橋第2ビル 9F
TEL : 03-3562-1607 FAX : 03-3562-1608

U R L <http://www.tsubota-tmb.co.jp/>mail tmb@tkcnf.or.jp

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

1. 教育資金の一括贈与に係る非課税特例の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、子・孫等である受贈者（30歳未満の者に限定）が教育資金に充てるために、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、受贈者の直系尊属である祖父母等から、金銭信託受益権を取得した場合、書面による贈与により取得した金銭等を預金等として預け入れた場合、書面による贈与により取得した金銭等で有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権又金銭等の価額のうち受贈者1人につき1,500万円（学校以外に支払う金銭については500万円）までの金額について、贈与税が非課税となります。なお、非課税特例の適用を受けようとする場合には、教育資金非課税申告書を信託会社（信託銀行）、銀行等、証券会社等の金融機関等の営業所等を経由して、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

2. 対象となる教育資金の範囲

学校等に直接支払われる次のような金銭を言います。

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費等となっており、学校等が費用を徴収し、業者等に払うものも含まれます。学校等で使用する教科書代や学習品費、修学旅行費、学校給食費などであっても、学校でなく業者等に支払いがなされる場合は対象外となっています。保育所の保育料は、市町村が保護者から徴収することとされていますが、「教育資金」に含まれるものと取扱われます。

学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるものを言います。

役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるものや学習（塾・家庭教師、算盤など）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など・スポーツ（水泳教室、野球チームでの指導など）又は文化芸術活動（ピアノの個人指導、絵画教室、パレエ教室など）、教養の向上のための活動（習字、茶道など）に係る指導への対価等がこれにあたります。

3. 金融機関からの払出し確認等が必要

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払いを行った場合には、支払いに充てたことを証する書類（領収書など）を、教育資金の支払い後に支払った金額を払い出す方法を選択した場合には、領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日、以外の場合には、領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日までに、口座を開設した金融機関等の営業所等に提出しなければなりません。

4. 資金管理契約の終了時およびその時の取扱い

教育資金管理契約は、受贈者が30歳に達した日、受贈者が死亡した日、信託財産の価額が零になった場合等教育資金管理契約が合意に基づき終了する日、のいずれか早い日に終了します。

死亡以外の事由により、教育資金管理契約が終了した場合においては、非課税拠出額から教育資金支出額（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額を終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課税されます。ただし、死亡により契約が終了した場合には、贈与税は非課税となります。したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超える場合には贈与税の申告を行う必要があります。

【まとめ】

贈与税の非課税規定の中には扶養義務者相互間（配偶者・直系血族及び兄弟姉妹）において、生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは、贈与税がかからないという定めがあります。これは必要に応じて贈与する場合に限り贈与税は非課税とされる為、一括して教育資金を贈与するような場合には、贈与税が課税される事となります。今回の税制改正により、一定の要件を満たす場合には、一括して教育資金を贈与しても贈与税が非課税となる規定が新たに創設された為、贈与者が生存中のみならず将来にわたって教育の支援をしたいという場合には、必要に応じて教育資金を贈与するのではなく、本制度を活用して一括して贈与する事により相続財産が減少しますので相続税効果は大きいと予想されます。

（担当：出村 恭祐）